

令和3年度第2回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年5月20日(木)午前9時30分～午前10時20分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中15名)

伊藤 良雄、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、
賀屋 忠之、神田 一夫、徳田 文雄、中川 恵美子、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、
安野 正純、山根 伊都子、山根 良男

(2)欠席委員(9名)

荒瀬 澄枝、井上 浩一郎、上田 正士、河村 吉人、
田戸 洋志、恒富 竹司、中谷 敏明、原田 雅恵、
吉富 崇子

(3)事務局

徳本参事・河村主幹・竹中主任主事・石橋

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。今日は天候の悪い中、総会に出席いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の関係で、15名の委員に総会に出席をいただいておりますが、欠席の委員の分も含めて審議の方をよろしくお願いいたします。

これより令和3年度第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席15名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

小野 基之(おの もとゆき) 委員 及び 海地 博志(かいち ひろし) 委員
にお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和2年度第12回総会、農地法第3条議案第10号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、令和2年度第12回総会 農地法第3条議案第10号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は135アールとなります。

この事案につきましては、当該総会において審議した際に、「譲渡人が相続人であることを証する書類」の作成に時間を要しており、当該書類の提出がなされておらず、そのため、農地法第3条第1項に定める「当事者」を確定させることができず審議保留としておりました。

このたび、当該書類の提出がなされましたので審議をお願いします。

申請地、申請人等詳細は議案のとおりで、農地法に定められた審査基準に適合しており、許可することができない事由には該当しません。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けてい

るもの、並びに地域の担い手に貸し付けるために、農地中間管理事業を利用しているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

御審議よろしく願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

全員挙手と認め、只今審議しました継続審議に係る議案については、「許可」といたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、平井、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は51アールとなります。

議案第3号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、東京都江東区に居住する、会社役員です。

取得後の経営規模は、33アールとなります。

議案第4号、秋穂東、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、1,071アールとなります。

議案第5号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社役員です。

取得後の経営規模は、295アールとなります。

議案第6号、深溝、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、2,100アールとなります。

議案第7号、深溝、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、2,098アールとなります。

議案第8号、佐山、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、81アールとなります。

議案第9号、徳地堀、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は53アールとなります。

議案第10号、徳地岸見、有償移転です。

申請人は、防府市内に居住する、教員です。
取得後の経営規模は57アールとなります。

議案第11号、徳地岸見、有償移転です。

申請人は、市内に居住する、会社役員です。

令和3年5月25日の、農用地利用集積計画公告後の経営規模が31アールとなります。

なお、この事案につきましては利用権公告と同時施行といたします。

議案第12号、徳地船路、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は32アールとなります。

議案第13号、阿東生雲中、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は393アールとなります。

議案第14号、阿東徳佐上、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は988アールとなります。

議案第15号、阿東徳佐下、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は91アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図17ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第16号につきましては、農地法第5条議案第24号が同時に提出されていますので、合わせて説明させていただきます。

議案第16号、議案第24号、平井、用途地域内にある第3種農地で自己用住宅を建設するものです。

議案第17号、佐山、集団的に存在する第1種農地で自己用住宅を建設するにあたり、道

幅が狭く危険であるため、進入路を拡幅するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち、農地法第5条同時申請の議案第16号を除いて、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち議案第17号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図19ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第18号、仁保下郷、集団的に存在する第1種農地に資材置場の敷地を拡張するものです。

この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第19号、下小鯖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に道路を拡幅するものです。

議案第20号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第21号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に駐車場を整備するものです。

議案第22号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第23号、維新公園五丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第24号につきましては、関連する農地法第4条議案第16号と合わせて御説明しましたので省略いたします。

議案第25号、吉田、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第26号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第27号、陶、集団的に存在する第1種農地に既存の進入路が狭く車両の脱輪が多発するため、申請地を使用貸借し、既存の進入路の拡幅を行うものです。

この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、第1種農地に係る転用事業のために欠くことのできない通路であり、農地法施行規則第35条第6号に該当し、許可の対象となるものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第28号、秋穂東、集団的に存在する第1種農地に自己用住宅を建設するものです。

この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第29号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小集団の第2種農地に貸資材置場を整備するものです。

議案第30号、嘉川、用途地域内にある、第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

なお、計画面積の妥当性について、面積が622㎡とおおむね500㎡を超えるものですが、北側の傾斜が91.11㎡ほどあり、差し引くと530.89㎡となることからおおむね500㎡を満たしています。

議案第31号、嘉川、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に資材置場を整備するものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和4年3月31日までに原状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第32号、江崎、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第33号、阿知須、用途地域内にある、第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第34号、阿知須、公共施設に比較的近い第2種農地に建売住宅を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案、及び農地法第5条同時申請の農地法第4条16号議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第18号、議案第27号及び議案28号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許

可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案24ページをお開きください。

議案第35号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計92筆 145,088 ㎡でございます。

なお、今月はこのうち5筆8,722㎡の所有権移転申請がございました。詳細は25ページ記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」としま

す。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。

議案第36号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計143筆、300,187㎡でございます。

阿東地区については、利用集積計画より配分計画の方が多くなっていますが、要因としては再配分等によるものでございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、令和2年度業務報告(案)及び令和3年度事業計画(案)についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。

議案第37号、令和2年度業務報告(案)と令和3年度事業計画(案)について説明いたします。

5月の地区協議会で事務局から御説明をさせていただきましたが、本来は委員さんが一堂に会して、前年度の業務報告(案)、新年度の事業計画(案)を御審議いただくところですが、今年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開催を断念し、本日の総会でお諮りするものでございます。

資料につきましては、5月の地区協議会で配布し、御一読していただいておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

御審議よろしくお願いします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました令和2年度事業報告(案)及び令和3年度事業計画(案)について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、令和2年度業務報告(案)及び令和3年度事業計画(案)は認められました。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案36ページをお開きください。合わせて、参考位置図35ページを御覧ください。

議案第38号から議案第44号について、一括で説明いたします。

中央地区2件、川東地区1件、川西地区1件、徳地地区2件、阿東地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

なお、このうち議案第42号につきましては、徳地地区協議会において「現況証明を発行しない」という審議結果になっておりますので、後ほど別に御説明いたします。

議案第38号ないし議案第41号、議案第43号及び議案第44号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。

なお、議案第42号は「証明書を発行しないことが適当」という地区協議会での協議結果が出ていますので、まずは議案第42号を除いた議案についての審議を行います。

A 委員

山口の現況証明の議案第38号と議案第39号、地図にして3筆、丸々宅地が全部現況証明が出ていますよね。こういう事例が起こりうる背景について、どういう経過で起こったのか、また、これがなぜ今頃になって現況証明を出されるような背景になったのか、そういうことが分かれば教えていただきたいと思います。

なぜかと言いますと、●番の地番、昔の田であれば同一地番なんですよね。この地図からすると●番●は既に農地転用がかかっているんですよね。●番●は今回現況証明が出ていますよね。こういう現況証明が出てくる背景について教えていただければ、今後我々の相談事項の対応が上手くいくと思いますので、一つよろしく願いします。

事務局

申請書を確認したところ、●番●外1筆となっていますので、●番●と●番●が併せて現況証明が出ていますので、どちらも過去に転用の申請は出されていないです。

所有者は、●●さんという方で分筆自体は農業委員会に許可を求める必要はありませんので、分筆自体はできます。今回の件については許可を受けずに転用してしまったため、現況と地目を合わせるため、この度申請をされたものとなります。

A 委員

こういった事例は、山口市内では結構あるのですか。

事務局

無断転用については、みなさんご存じのとおり基本的には改善を求めているところですが、転用後、20年以上経過していれば、今回のように現況証明という選択もあります。委員さんに毎年巡回をしていただいているので、基本的には20年経過する前に見つかるという流れではあるのですが、全部見つかるわけではないので、見つかった際にどう判断するのかということになります。

今回の件については、申請者から現況と合っていないということで現況証明の申請が出ており、書類上現況証明が出せる条件が満たされておりますので、審議していただくということになります。

また、今後もこういった事例があるかないかという、あるとは思いますが。

A 委員

家を建てる時に、建築の方のチェックがあるのかどうか、黙って建てる事が出来るのかどうかと思ったわけです。

事務局

現状で例えば家を建てるというと、今、言われたように建築の確認、横のつながりをしっかりと取りながら確認していきますが、昔はそのあたりの確認がしっかりと取れていなかったのかもしれない。

A 委員

ありがとうございました。

議長

特に意見がないようですので、議案第42号を除いた議案について採決を行います。
現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、議案第42号を除く現況証明について全て発行することといたします。
続きまして、現況証明の議案第42号についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案37ページをお開きください。合わせて、参考位置図42ページを御覧ください。
議案第42号、徳地深谷です。

登記地目が田の土地1筆、401㎡については、一部は昭和54年に建設された倉庫の敷地となっており、残りは平成26年より休耕し、平成29年10月20日付けで農地法第3条の許可を受け取得した後も耕作されず、筆全体が隣接する宅地の裏庭として利用され、現在に至るものとして、証明の申請がなされています。

当該農地につきましては、農業委員並びに地区担当推進委員が現地調査を行ったところ、一部は倉庫が建っているが、残りについては休耕の畑であると報告がされました。

この現地調査の結果を踏まえ、徳地地区協議会において審議した結果、現況証明交付事務取扱要領第3条及び取扱内規の家庭菜園に該当せず、当該農地は農地法第2条第1項に定める「農地」に該当するため、現況証明を発行しないことが適当であるとの見解が示されています。

御審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、議案第42号の議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありました
が、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、議案第42号について採決を行います。現況証明を発行
しないことに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、現況証明については発行しないことといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧
ください。4月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のと
おり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたら願
いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和3年度第2回山口市農業委員会総会議事録である。

令和3年5月20日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 小野 基之

署名委員 海地 博志

記 録 者 石橋 里絵